

令和5年3月27日

LPガス販売事業所 各位

(一社)山梨県LPガス協会

印略

令和4年度 安全機器普及状況等及び
需要開発推進運動等に関する調査について

首題の件については別添のとおり、(一社)全国LPガス協会より報告の要請がありましたので、ご多忙中誠に申し訳ありませんが、3月31日現在の状況を同封の報告書にご記入のうえ下記により提出してください。

この報告書は、都道府県ごとに集計後一般社団法人全国LPガス協会において全国集計を行い、その集計結果について国へ報告していますので未提出にならないようにお願いします。

記

1. 提出期限：**令和5年4月21日(金)必着**
2. 提出先：(一社)山梨県LPガス協会（甲府市飯田1丁目4-4）
3. 提出方法：郵送等 または FAX(055-228-4173)
*県の立ち入り検査で、提示を求められる場合がありますので、郵送等の場合は必ずコピー等で「控」を作成し、保管しておいてください。
4. 注意事項
 - (1)省・局・県所管に関係なく、全ての販売事業所が当協会へ提出してください。
 - (2)本報告書の用紙等は、「事業所」毎に送付してありますので、本社等でコピーして支店等に配付する必要はありません。
 - (3)本社等で一括集計はしないで、「事業所」毎に提出してください。
 - (4)簡易ガスにより供給している消費者は、報告書には含めないでください。詳しくは記入例をよく参照のうえ記入してください。

以上

令和5年3月

LPガス販売事業所 御中

(一社)全国LPガス協会
都道府県LPガス協会

令和4年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進運動等」に関する調査について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

LPガス業界では、保安対策、需要開発及び競合エネルギー対策など各種活動を実施しているところです。

保安対策につきましては、自主保安運動を始めとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のLPガス事故件数は低位で推移しており、引き続きの事故防止対策が求められています。

これまで大規模な自然災害により消費者先の設置してある容器が流出することもあり、一昨年には容器流出防止措置に関する省令が施行され、対象の地域においては令和6年6月までに措置を講じることが求められていることから、対象数及び措置を講じた施設数の把握が必要であるため調査をいたします。

近年はLPWAによる集中監視システムの導入が進んでいる中で、これまでの常時監視システムの他、低頻度型集中監視システムの導入もされていることから調査内容を変更しています。

需要開発については、平成25年度より業界挙げて実施しております「需要開発推進運動」に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をいたします。

また、LPガス業界として他のエネルギーとの競争の中、消費者に選ばれるエネルギーとなるためには料金の透明化が重要となりますが、これを促す一環としてガス料金の公表を促進しています。

賃貸集合住宅においては不動産管理会社等へ入居前の消費者向けのLPガス料金情報提供も求められており、今後も更なる料金公表等が期待されています。

本調査は「保安」、「需要開発」、「取引の適正化」に関し、業界全体の取り組み状況を把握し行政、消費者等へLPガスの信頼性をPRする重要な調査になります。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではありますが、令和5年3月末現在の状況について、調査票の各項目をご記入の上、所属の都道府県協会へご送付くださるようお願い申し上げます。

敬 具

本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

販売事業者名でなく、販売事業所名を記入。

I 事業所の概要

令和5年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者を除いた消費者戸数を記入。

| | | | | | |
|---|--------------------------|-----------------------------------|------------|-------------|---------|
| ① 販売事業所名 | 〇〇ガス株式会社 〇〇支店 | | 担当部署名・担当者名 | 〇〇部〇〇課 LP太郎 | |
| ② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。) | 1. 経済産業省 | | 2. 産業保安監督部 | | 3. 都道府県 |
| ③ 消費者戸数 ※注 (キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下同じ)) | A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外) | B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの) | C 一般住宅 | D 合計(A+B+C) | |
| | 30 戸 | 100 戸 | 400 戸 | 530 戸 | |

注:メータ一つで業務用と一般用で使用している場合、主たる用途の区分としてください。

II 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

本調査より排気筒はすべて③に記入。

| | | | |
|---|-----|---|---|
| ① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) | 開放式 | 0 | 台 |
| | CF式 | 0 | 台 |
| ② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) | FE式 | 0 | 台 |
| | 合計 | 0 | 台 |
| ③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注 | CF式 | 0 | 台 |
| | 合計 | 0 | 台 |

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況

業務用施設のSBメータ(EBメータ)設置戸数の特定が困難な場合は、全てのSBメータ(EBメータ)設置戸数

| | | |
|-------------------------|--------------|----|
| ① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数 | 30 | 戸 |
| ② ①の内、ガス警報器連動遮断戸数 ※注1 | 連動済 | 29 |
| | 連動不要(屋外) ※注2 | 1 |

注:1. ②のガス警報器連動遮断には警報器連動自動ガス遮断装置によるものは含んでください。
注:2. ②の連動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

本調査より集中監視システムの特定保安情報が監視者(集中監視センター)に伝達される時間によって分けて記入。

VI 集中監視システム設置

| | | |
|---|-----|---|
| ① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム) | 160 | 戸 |
| ② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2,3 | 0 | 戸 |

注:1. 常時監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
注:2. 低頻度型集中監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
注:3. バルク供給における残量管理の集中監視システムは除外となります。

VIII 安全機器普及状況等

| | ①マイコンメータ等 | | ②ヒューズガス栓等 | | ③ガス警報器 | | ④調整器 | |
|-----------------|------------------|----------|---------------------------------------|----------------------------|------------------|----------------|---|--|
| | 設置済戸数 ※注1.4.5 | 内、期限切れ戸数 | 設置済戸数 ※注1.3.4 (設置不要戸数) ※注2.3 | 設置済戸数 ※注1.4 (設置不要戸数) | 内、製造年から5年を経過した戸数 | 設置施設数 ※注1.6 | 内、製造年から7年交換のタイプは7年10年交換のタイプは10年を経過した施設数 | |
| A 業務用施設 (共同住宅) | 30 戸 | (0 戸) | 29 戸 | 29 戸 | (0 戸) | 20 施設 | (0 施設) | |
| B 共同住宅 (同一建築物内) | 100 戸 | (0 戸) | 95 戸 | 95 戸 | (0 戸) | 30 施設 | (0 施設) | |
| C 一般住宅 | 400 戸 | (0 戸) | 390 戸 | 390 戸 | (0 戸) | 350 施設 | (0 施設) | |
| D 合計(A+B+C) | 530 戸 | (0 戸) | 514 戸 | 514 戸 | (0 戸) | 400 施設 | (0 施設) | |

期限切れは、計量法違反となりますので、確実な交換を行ってください。

安全機器を100%設置していれば設置済戸数は消費者戸数と同数。

注4により設置済戸数と設置不要戸数の合計が消費者戸数を超えることはない。
安全機器を100%設置していれば設置済戸数と設置不要戸数の合計は消費者戸数と同数。

屋内に燃焼器具がなく、ヒューズガス栓等及びガス警報器の設置を必要としない場合は、その戸数

戸数でなく施設数を記入。

III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

| | | |
|---|------|----|
| ① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注 | 20 | 施設 |
| ② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数(ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知) | 20 | 施設 |
| ③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数 | 設置済 | 19 |
| | 設置不要 | 1 |

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機器)を設置している施設となります

対象機器:業務用ここんろ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊器、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「注」を参照のうえ、業務用厨房施設数を記入。

2023年9月に期限が満了するバルク貯槽が10基 + 2024年5月に期限が満了するバルク貯槽について前倒しで2023年度中に20年検査又は廃棄して入替の対応を行う予定のバルク貯槽が5基の場合、合計の15

V バルク貯槽20年検査対応(貯槽を1基以上所有している事業所のみ記入)

| 区分 | 令和4(2022)年度4月1日~令和5(2023)年3月末実施数 | | 令和5(2023)年度予定数 | |
|----|----------------------------------|--------------------|------------------------------|-----------------------|
| | ①20年検査を実施し合格 ※注1 | ②バルク入替 ③シリンダー入替 | ④期限満了基数(令和5(2023)年度中の期限満了基数) | ⑤期限満了基数 + 前倒し予定基数 ※注2 |
| 基数 | 1 基 | 3 基 | 2 基 | 10 基 |
| | | | | 15 基 |

注:1. ①は、あくまでもバルク20年検査です。4年に1回の供給設備点検ではありません。
注:2. ⑤は、④に、令和6(2024)年度以降に期限満了のバルク貯槽で令和5(2023)年度中に前倒し、対応する予定数を加えた数となります。

VII 容器流出防止地域への対応

本調査より実数を記入。なお、施設数は供給設備数の数え方と同様。

| | | |
|--|-----|----|
| ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数 ※注 | 200 | 施設 |
| ② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数 ※注 | 300 | 施設 |
| ③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数 | 180 | 施設 |

注:洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、国交省等のハザードマップで1m以上の浸水が予想される区域となります。(1m以上のハザードマップが公表されていない場合は、ハザードマップ凡例において1mを含む区域(例:水深0.5m~3m)を適用)施設数とは供給設備の数となります。また、バルクは容器流出防止措置済としてください。また、バルク供給の場合は容器流出防止措置済としてください。

令和4年度 需要開発推進運動等調査報告書(2/2) 記入例

令和5年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

| | |
|--------|--|
| 販売事業所名 | |
|--------|--|

自社で販売(直売)・導入した各種機器の台数をご記入ください。

IX 需要開発関係

| | GHP (LPガスヒートポンプ) | エネファーム | ハイブリッド 給湯器 | エコジョーズ | Siセンサー コンロ | ガス浴室暖房 乾燥機 |
|--------------------------------|---------------------|--------|---------------|--------|---------------|---------------|
| ① 令和4年度 販売台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ② ①の内、非エコ ジョーズ機器か らの取替台数 | — | 台 | 台 | 台 | — | — |

注:②の取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更を記載してください。

X オール電化・都市ガスとの移動関係

| ① オール電化関係 | | ② 都市ガス関係 | |
|--------------|------|-------------|------|
| | 移動戸数 | | 移動戸数 |
| LPガス → オール電化 | 戸 | LPガス → 都市ガス | 戸 |
| オール電化 → LPガス | 戸 | 都市ガス → LPガス | 戸 |

ここでいうLPガスからの移動とはLPガスメーター等の供給設備が撤去された場合として下さい。
改築によるオール電化等も移動戸数に含めて下さい。
一部だけが電化等になった場合(例 給湯はエコキュート、コンロはLPガスコンロ)の場合は移動戸数に含めないでください。

XI ガス料金の公表状況関係

| |
|--|
| 1. 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。 |
| 2. ホームページにガス料金を掲載している。 |
| 3. 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。 |
| 4. 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。 |
| 上記から該当する番号を1つ選択し記入 |

1~4の番号を1つだけ記入して下さい

XII LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

| | |
|------------------------|--------------|
| ①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。 | 1. はい 2. いいえ |
| ②上記で1.「はい」と回答の方のみ | 1. はい 2. いいえ |

注:LPガス料金表とは、令和3年6月1日に経済産業省より通知された料金表の情報提供に基づき、物件名、販売事業者名、料金内訳(基本料金、従量料金、機器設備等料金)または、原料費調整制度による調整額等が記載されたものとなります。

1~2の番号を1つだけ記入して下さい

* 本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(1/2)

令和5年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

I 事業所の概要

| | | | | | | |
|---|--------------------------|--|-----------------------------------|------------|---------|-------------|
| ① 販売事業所名 | | | | 担当部署名・担当者名 | | |
| | | | | 連絡先(電話番号) | | |
| ② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。) | 1. 経済産業省 | | 2. 産業保安監督部 | | 3. 都道府県 | |
| | 4. 市町村 | | | | | |
| ③ 消費者戸数 ※注 (キャンプ・屋台等の買断販売、閉鎖消費者は除きます。(以下同じ)) | A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外) | | B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの) | | C 一般住宅 | D 合計(A+B+C) |
| | 戸 | | 戸 | | 戸 | 0 戸 |

注:メータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

II 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

| | | | |
|---|-----|---|---|
| ① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) | 開放式 | | 台 |
| | CF式 | | 台 |
| | FE式 | | 台 |
| | 合計 | 0 | 台 |
| ② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) | CF式 | | 台 |
| | FE式 | | 台 |
| | 合計 | 0 | 台 |
| ③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注 | | | 台 |

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況

| | | |
|-------------------------|--------------|---|
| ① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数 | | 戸 |
| ② ①の内、ガス警報器連動遮断戸数 ※注1 | 連動済 | 戸 |
| | 連動不要(屋外) ※注2 | 戸 |

注:1. ②のガス警報器連動遮断には警報器連動自動ガス遮断装置によるものは含んでください。

注:2. ②の連動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

VI 集中監視システム設置戸数(ガスメータに設置されたもの)

| | |
|--|---|
| ① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム) 認定販売事業者を取得しているかは問いません。 ※注1, 3 | 戸 |
| ② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2, 3 | 戸 |

注:1. 常時監視システムとは、メータが検知した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝送するものです。

注:2. 低頻度型集中監視システムとは、メータが検知した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝送するものです。

注:3. バルク供給における残量管理の集中監視システムは除外となります。

VII 安全機器普及状況等

| | ①マイコンメータ等 | | ②ヒューズガス栓等 | ③ガス警報器 | | ④調整器 | |
|--------------------------------|--------------------|----------|--|-----------------------------|------------------|-----------------|---|
| | 設置済戸数 ※注1, 4, 5 | 内、期限切れ戸数 | 設置済戸数 ※注1, 3, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3 | 設置済戸数 ※注1, 4 (設置不要戸数) | 内、製造年から5年を経過した戸数 | 設置施設数 ※注1, 6 | 内、製造年から7年交換のタイプは7年10年交換のタイプは10年を経過した施設数 |
| A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外) | 戸 | (戸) | 戸 | 戸 | (戸) | 施設 | (施設) |
| B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの) | 戸 | (戸) | 戸 | 戸 | (戸) | 施設 | (施設) |
| C 一般住宅 | 戸 | (戸) | 戸 | 戸 | (戸) | 施設 | (施設) |
| D 合計(A+B+C) | 0 戸 | (0 戸) | 0 戸 | 0 戸 | (0 戸) | 0 施設 | (0 施設) |

注:1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。(例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。業務施設かどうかは関係ありません。)

注:2. 「ヒューズガス栓等」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合、また「ガス警報器」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合及び燃焼器具が浴室内に設置されている場合は、その戸数を設置不要戸数としてカウントしてください。

注:3. 屋内に燃焼器具がある場合、「ヒューズガス栓等」の項目について、未燃焼ガス栓と燃焼器具が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。

注:4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ等、ヒューズガス栓又はガス警報器を設置していても「1戸」としてください。(例えば、1つの消費者にヒューズガス栓が5つ及びガス警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。)

注:5. マイコンメータII等の感度遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対照自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対照自動ガス遮断器とガス警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。

注:6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。

※ご不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお問い合わせください。

III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

| | | |
|---|------|----|
| ① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注 | | 施設 |
| ② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知) | | 施設 |
| ③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数 | 設置済 | 施設 |
| | 設置不要 | 施設 |

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機器)を設置している施設となります。

対象機器:業務用こころ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用金器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用炊飯釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

V バルク貯槽20年検査対応(貯槽を1基以上所有している事業所のみ記入)

| | | | | |
|----|---------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 区分 | 令和4(2022)年4月1日~令和5(2023)年3月末実施数 | 令和5(2023)年度予定数 | | |
| | ①20年検査を実施し合格 ※注1 | 廃棄して入替対応 ②バルク入替 ③シリンダー入替 | ④期限満了基数 (令和5(2023)年度中の期限満了基数) | ⑤期限満了基数 + 前倒し予定基数 ※注2 |
| 基数 | | | | |

注:1. ①は、あくまでもバルク20年検査です。4年に1回の供給設備点検ではありません。

注:2. ⑤は、④に、令和6(2024)年度以降に期限満了のバルク貯槽で令和5(2023)年度中に前倒しし、対応する予定数を加えた数となります。

VII 容器流出防止地域への対応 ※注

| | | |
|--|--|----|
| ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数 ※注 | | 施設 |
| ② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数 ※注 | | 施設 |
| ③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数 | | 施設 |

注:洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、国土省等のハザードマップで1m以上の浸水が予想される区域となります。

(1m以上のハザードマップが公表されていない場合は、ハザードマップ凡例において1mを含む区域(例:水深0.5m~3m)を適用)

施設数とは供給設備の数となります。また、バルク供給の場合は容器流出防止措置済としてください。

令和4年度 需要開発推進運動等調査報告書(2/2)

令和5年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

| | |
|--------|---|
| 販売事業所名 | 0 |
|--------|---|

IX 需要開発関係

| | GHP (LPガスヒートポンプ) | エネファーム | ハイブリッド 給湯器 | エコジョーズ | Siセンサー コンロ | ガス浴室暖房 乾燥機 |
|---------------------------------------|---------------------|--------|---------------|--------|---------------|---------------|
| ① 令和3年度 販売台数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| ② ①の内、非エコ ジョーズ機器から の取替台数 ※ 注 | — | 台 | 台 | 台 | — | — |

注:②の取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更を記載してください。

X オール電化・都市ガスとの移動関係

① オール電化関係

| | 移動戸数 |
|--------------|------|
| LPガス → オール電化 | 戸 |
| オール電化 → LPガス | 戸 |

② 都市ガス関係

| | 移動戸数 |
|-------------|------|
| LPガス → 都市ガス | 戸 |
| 都市ガス → LPガス | 戸 |

XI ガス料金の公表状況関係

| |
|--|
| 1. 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。 |
| 2. ホームページにガス料金を掲載している。 |
| 3. 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。 |
| 4. 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。 |
| 上記から該当する番号を1つ選択し記入 |



XII LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

| | |
|---|--|
| ①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。 | |
| 1. はい 2. いいえ | |
| ②上記で1.「はい」と回答の方のみ | |
| 予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に「LPガス料金表」により情報提供している。※注 | |
| 1. はい 2. いいえ | |

注:LPガス料金表とは、令和3年6月1日に経済産業省より通知された料金表の情報提供に基づき、物件名、販売事業者名、料金内訳(基本料金、従量料金、機器設備等料金)または、原料費調整制度による調整額等が記載されたものとなります。